

## 第8回八女市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月6日(火)午後2時

2. 開催場所 立花市民センター

3. 出席農業委員(23名)

1番 中村 輝義	2番 大坪 知美子	3番 服部 正文
4番 牛島 孝之	5番 仁賀木 義文	6番 池尻 律芳
7番 平井 照也	8番 塩塚 義治	9番 樋口 重樹
10番 高山 和典	11番 國武 覚	12番 溝田 耕一
13番 仁田原 一太	14番 八田 久男	15番 田形 隆徳
16番 大津 達喜	18番 小川 哲郎	19番 松本 敬介
20番 井手 洋一	21番 原 義博	22番 丸林 京市
23番 堤 正義	24番 月足 靖彦	

4. 出席最適化推進委員(8名)

2番 池田 和本	10番 平島 修	11番 大隈 弘志
20番 溝田 正忠	25番 浅田 文男	32番 東 正洋
35番 野中 昭男	36番 野中 円三	

5. 欠席委員 農業委員(1名)

17番 伊藤 正博

6. 欠席委員 最適化推進委員(2名)

24番 古賀 則夫 31番 中島 広伸

7. 議事日程

第1 会議の成立

第2 議事録署名委員の指名

第3 議案の上程

第4 議案の審議

報告第 15号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について

議案第 36号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について

議案第 37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について

議案第 38号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について

報告第 16号 農地法施行規則第29条の規定による報告について

議案第 39号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について

議案第 40号 農地法第5条の規定による許可申請書の処理について

## 8. 農業委員会事務局職員

局長 栗原 勝久 次長 信國 美保子 書記 樋口 昌伸 書記 西原 佑美  
 黒木支所 森松 和久 立花支所 中園 弘一 木下 瑠璃花  
 上陽支所 松尾 誠 星野支所 山口 輝信 矢部支所 小柳 徹郎

9. 会議の概要（発言の内容については、その要旨を記載しており、個人情報に関係すると思われる部分等については削除しています。）

局 長

皆様こんにちは。開会前に事務局より皆様にご案内申し上げます。コロナウイルスの感染が拡大してきたという事で、会長と協議いたしまして例年であれば8月の総会は全員参加で行ってきましたが、今回は縮小開催とさせていただきます事をお詫びとご報告申し上げます。またマスクの着用につきましても、7月18日に人事課より窓口等で接客する際はマスクを着用するという事で職員に通知がありましたのでご協力お願いします。

議 長

それでは私から発言申し上げます。ただいまの局長の発言の通り、今回の総会は本来であれば全員参加で行う予定でしたが、コロナウイルスの感染が拡大してきたという事で縮小開催することになりました。それから、皆様方に報告申し上げますけれども、既にご存じのように八女市の西日本短期大学附属高校が福岡県代表として甲子園に出場いたします。八女市にとりましても大変名誉なことでありますし、選手諸君の活躍を大いに期待するところでございます。それでは本日は令和6年度第8回農業委員会総会を開催いたしましたところ委員各位には大変お忙しい中にご参集くださいまして誠にありがとうございました。ただいまより農業委員会総会を開会いたします。

日程 第1・会議の成立

只今の出席委員の数は農業委員 23名、

農地利用最適化推進委員 8名 であります。

会議規則第6条の規定により、本日の会議は成立いたしました。

日程 第2・議事録署名委員の指名を行います。

	<p>議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、6番池尻 律芳 委員、7番 平井 照也 委員を本日の会議の議事録署名委員に指名したいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので、そのように決定いたしました。 日程 第3・議案の上程を行います。 事務局お願いいたします。</p> <p>(案件朗読)</p> <p>事務局朗読のとおり報告2件・議案5件を一括議題といたします。 それでは1ページをお願いします。 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による通知の報告については8件です。総合計については、3ページをご確認ください。</p> <p>解約のあった土地14筆のうち田11筆、畑3筆、合計面積22,845㎡です。</p> <p>それぞれ合意解約で離作措置条件等はありません。添付書類も含め完備しておりましたので、会長専決により、書類を受理致しました。</p> <p>議長</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。 本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。4ページをお願いします。</p>
--	--

<p>推進委員 2番</p>	<p>議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請書の処理について番号1番の説明を最適化推進委員2番お願いします。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。譲り受け人は、以前より申請地を管理・耕作されてきました。野菜や果樹等を作付けされ、主に自家消費、余剰分は知人及び子ども食堂への提供を予定されております。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号2番の説明を農業委員16番お願いします。</p>
<p>農業委員 16番</p> <p>議長</p>	<p>番号2番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>農業委員 16番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号3番の説明を農業委員16番お願いします。</p> <p>番号3番についてご説明いたします。譲り渡し人の相手方の要望と、譲り受け人の自家消費による所有権移転売買の申請です。申請地は、譲り受け人の自宅西側に隣接しており、自家消費分の果樹及び野菜を作付けされる予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 10番</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号4番の説明を最適化推進委員10番お願いします。</p> <p>番号4番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>農業委員 20番</p> <p>議長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号5番の説明を農業委員20番お願いします。</p> <p>番号5番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
<p>推進委員 32番</p> <p>議長</p>	<p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号6番の説明を最適化推進委員32番お願いします。</p> <p>番号6番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、 譲り受け人の経営拡大による所有権移転売買の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

<p>推進委員 35番</p>	<p>番号7番についてご説明いたします。譲り渡し人の遠方による耕作困難と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転売買の申請です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号8番の説明を最適化推進委員25番お願いします。</p>
<p>推進委員 25番</p>	<p>番号8番についてご説明いたします。譲り渡し人の農業廃止と、譲り受け人の相手方の要望による所有権移転贈与の申請です。譲り受け人は、申請地に隣接する住宅を取得されており、家庭菜園の農地として利用される予定です。</p>
<p>議長</p>	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。続いて番号9番の説明を農業委員8番お願いします。</p>

農業委員 8番	番号9番についてご説明いたします。譲り渡し人の経営縮小と、譲り受け人の経営拡大による所有権移転贈与の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号10番の説明を最適化推進委員36番お願いします。</p>
推進委員 36番	番号10番についてご説明いたします。譲り渡し人の親族への贈与と、譲り受け人の親族への受贈による所有権移転贈与の申請です。
議 長	<p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 続いて番号11番の説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局	番号11番についてご説明いたします。譲り渡し人の子への贈与

議 長	<p>と、譲り受け人の親より受贈による所有権移転贈与の申請です。</p> <p>地元委員の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 8ページをお願いします。 議案第37号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定の処理について、最適化推進委員20番は八女市農業委員会会議規則11条の議事参与の制限に抵触する事案でありますので席をさげていただくようお願い申し上げます。それでは事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>本案件は、八女市農用地利用集積計画について八女市長から本委員会に対して決定を求められているものでございます。 今回は、所有権移転の案件が1件、利用権設定の案件が96件ございます。</p> <p>番号1番、売買により所有権移転される申請です。</p> <p>9ページから34ページにつきましては利用権設定の各筆明細となっております。期間は1年から20年までの新規、再設定、合わせて利用権設定 件数96件。総合計については、34ページをご確認ください。利用権を設定する土地238筆、合計面積254,500.63㎡です。</p> <p>今回は新規営農の案件がございますのでご説明いたします。</p>

14ページをお願いします。

番号23番、20年間の賃貸借権設定の申請です。

借受人についてご説明いたします。以前より農業に興味があり、知人苺農家の農作業の手伝いをしているなかで、ご自身でもおいしいものを作りたいと就農を決意されました。知人からの技術指導を受けながら苺を栽培されます。出荷先は青果市場や直売所を予定されております。

続きまして、26ページをお願いいたします。

番号69番、10年間の賃貸借権設定の申請です。

借受人についてご説明いたします。JAふくおか八女就農支援センターの第9期生として1年間研修を受けられ、栽培に関する管理等の指導を受け農作業の知識を身に付けられております。今回借りられる農地でナスを栽培されます。出荷先はJAの予定です。

続きまして29ページをお願いいたします。

番号83番、20年間の賃貸借権設定の申請です。

借受人についてご説明いたします。こちらの農地において法人として農業経営を開始し、みかんの栽培をされていく予定です。みやま市でみかんの栽培・出荷をされており、JA及び普及指導センターより栽培に関する指導を受け農作業の知識を身に付けられております。出荷先はJAの予定です。

法人に係る農地の権利移動については、審査要件がありますので、補足説明させていただきます。審査の基準といたしましては、まず1点目として、農地所有適格法人以外の一般の法人が権利を取得する場合、申請後に申請農地を適正に利用していないと認められるときは、使用貸借または賃貸借を解除する旨の条件が書面による契約において付されていることとあります。この申請には解除条件付きの契約の書面が付されていることを確認しております。

2点目に借主が適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれていることとされています。たとえば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道・水路等の共

議 長	<p>同利用施設の取り決め順守や協力が得られるか、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあるかなどとされています。</p> <p>この点につきましては、農道・水路の管理のための清掃草刈り、そのほか農業の維持発展のために積極的な活動を行っていききたいとのことです。</p> <p>3点目として、法人の場合は業務を執行する役員、または使用人のうち1人以上がその法人の行う耕作の事業に常時従事することとされています。この点につきまして、取締役である鬼丸氏が常時従事するとのことです。以上のことから審査要件を満たしていることをご報告いたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 最適化推進委員20番は席をお戻しく下さい。 それでは35ページをお願いします。 議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画の意見照会について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、八女市が作成した農用地利用集積等促進計画について、八女市長から本委員会に対して意見を求められているものでございます。</p> <p>今回、福岡県農業振興推進機構が中間管理権を取得し、農業者等に配分する件数は1件です。権利を設定する土地2筆、合計面積8,742㎡です。</p>

議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。質疑を終結し採決いたします。 ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議がありませんので原案のとおり決定いたしました。 36ページをお願いします。 報告第16号 農地法施行規則第29条の規定による報告について番号1番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は、豊岡コミュニティセンターから南西へ400mほど進んだ農地です。 この土地を面積390㎡のうち155㎡を堆肥舎用地として利用されます。隣接農地はありません。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。質疑を行います。 質疑を終結します。本案件は農業委員会に報告するものでありますので質疑に留め審議を終わります。 37ページをお願いします。 議案第39号 農地法第4条の規定による許可申請書の処理について番号1番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p>

議 長	続いて最適化推進委員 35 番説明をお願いします。
推進委員 35 番	番号 1 番についてご説明いたします。申請地は、道の駅たちばなから北へ 400 メートルほど進んだ農地です。(議案書朗読) この土地を専用住宅用地として使用するための申請です。 隣接農地の同意があり、水利の承諾も得られております。
議 長	現地調査の報告を農業委員 10 番お願いします。
農業委員 10 番	7 月 25 日に現地調査を行った結果、自身の専用住宅の計画であり、生活雑排水は合併浄化槽で処理され、既設水路へ排水する計画です。また、雨水は、自然流下により排水する計画です。なお、隣接地への影響等、問題はないと思います。
議 長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 38 ページをお願いします。 議案第 40 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の処理について番号 1 番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、おおむね 10 ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。第 1 種農地は原

	<p>則不許可ですが、住宅その他の申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、農地の区分と転用目的は問題ないと考えます</p>
議 長	続いて農業委員4番説明をお願いします。
農業委員 4番	<p>番号1番についてご説明いたします。申請地は、八女市立上妻小学校より南東に300メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を譲り受けられて、専用住宅用地及び貸資材置場用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。</p>
議 長	現地調査の報告を農業委員9番をお願いします。
農業委員 9番	<p>7月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水とともに南側側溝へ放流される計画です。 隣接農地への影響等、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号2番の農地区分の説明をお願いします。</p>

事務局	第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。
議長	続いて農業委員22番説明をお願いします。
農業委員 22番	番号2番についてご説明いたします。申請地は、八女市緒玉にある緒玉公民館より西へ50メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を使用貸借で譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を最適化推進委員10番をお願いします。
推進委員 10番	7月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され、雨水とともに道路西側にある水路へ放流される計画です。隣接農地への影響等、問題はないと思います。
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p> <p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号3番の農地区分の説明をお願いします。</p>

事務局	第1種農地と判断します。内容は1番と同じです。
議長	続いて最適化推進委員11番説明をお願いします。
推進委員 11番	番号3番についてご説明いたします。申請地は、忠見保育園より東へ100メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読） この土地を使用貸借で譲り受けられて、専用住宅用地として利用するための申請です。隣接する農地の同意はあり、水利の承諾もとれており問題はないと思います。
議長	現地調査の報告を農業委員7番お願いします。
農業委員 7番	7月26日に現地調査を行った結果、生活雑排水は浄化槽で処理され北側水路へ、雨水は北側水路及び東側水路へ放流される計画です。隣接農地への影響等問題はないと思います。
議長	地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。  (異議なしの声あり)  異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。 続いて番号4番の農地区分の説明をお願いします。
事務局	農地の区分は、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第

議 長	<p>1種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、第2種農地と判断します。</p> <p>続いて最適化推進委員20番説明をお願いします。</p>
推進委員 20番	<p>番号4番についてご説明いたします。申請地は、八女市黒木町湯辺田にある公立八女総合病院介護老人保健施設「回寿苑」より北西に130メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）</p> <p>この土地を借り受けられて、自身が経営する工場及び自宅を建設する用地を、造成するために必要な盛り土を12月末まで仮置きするため、一時転用の申請をされるものです</p> <p>工場及び自宅の建設予定地は、申請地に隣接する農地であり、現在、農用地利用計画変更の除外申請中であり、8月中には承認される予定と聞いております。隣接する農地の承諾もあり、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>現地調査の報告を農業委員14番お願いします。</p>
農業委員 14番	<p>7月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については地下への自然透水及び北側に隣接する排水路に排水処理されます。隣接地への影響等、問題はないと思います。</p>
議 長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。</p> <p>質疑を行います。質疑を終結します。</p> <p>質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声あり）</p>

	<p>異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。</p> <p>続いて番号5番の農地区分の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農地の区分は、第2種農地と判断します。内容は4番と同じです。</p>
議長	<p>続いて最適化推進委員20番説明をお願いします。</p>
推進委員 20番	<p>番号5番についてご説明いたします。申請地は、八女市黒木町湯辺田にある公立八女総合病院介護老人保健施設「回寿苑」より北西に550メートルほど進んだ農地です。（議案書朗読）この土地を借り受けられて、自身の住宅用の駐車場用地として利用するための申請です。隣接する農地の承諾もあり、問題はないと思います。</p>
議長	<p>現地調査の報告を農業委員15番をお願いします。</p>
農業委員 15番	<p>7月25日に現地調査を行った結果、生活雑排水は発生しません。雨水については地下への自然透水及び北側に隣接する排水路に排水処理されます。隣接地への影響等、問題はないと思います。</p>
議長	<p>地元委員の説明および現地調査の報告が終わりました。 質疑を行います。質疑を終結します。 質疑を終結し採決いたします。ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

異議がありませんので本案件は許可相当と意見をまとめ県知事に進達いたします。

以上で議案の審議は全て終了いたしました。これをもって本日の会議を終了いたします。お疲れ様でした。

(閉会宣言 14時46分)

令和6年8月6日

議 長            月 足 靖 彦

6 番            池 尻 律 芳

7 番            平 井 照 也